

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	文化財・生涯学習課	整理番号	1-4-15
許認可等の種類	長野県立歴史館の使用料の減免			
根拠法令条例等・条項	長野県立歴史館条例第8条			
許認可等の概要	長野県立歴史館の展示資料を観覧する者が納付する使用料の減免			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>1 条例第8条第1号の規程による減免 条例第8条第1号に掲げる者が観覧する場合</p> <p>2 条例第8条第2号の規程による減免</p> <p>(1)県内の朝鮮人学校の児童・生徒又は長野工業高等専門学校3学年までの学生が授業の一環として観覧するとき及び社会福祉施設がその施設の入所者に対して行う行事として観覧するとき</p> <p>(2)身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及び同伴する介護者</p> <p>(3)小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の児童生徒並びにこれに準ずる者</p> <p>(4)児童相談所で保護している児童・生徒が相談所の職員引率のもとに観覧するとき</p> <p>(5)長野県又は長野県教育委員会が歴史館を主会場として主催する会議、講演会等の参加者</p> <p>(6)長野県教育委員会が主催又は共催する地域行事に参加する者が観覧するとき</p> <p>(7)個別に認めた団体が発行する割引券若しくは優待券の持参者又は会員証を提示した者</p> <p>(8)視察と認める場合</p>			
基準の制定根拠	長野県立歴史館使用料の減免取扱規程			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	即時			
期間の制定根拠	過去の実績による			